

## ICT活用教育促進の方向性について

### ■背景

- ・ 令和3年度から一人一台端末が児童生徒に配付された。
- ・ 併せて、電子黒板、デジタル教科書等を整備した。
- ・ 著作権に対し、授業での利用ができるよう整備した。(授業目的公衆送信補償金)
- ・ 情報の取扱いや使用上のルールについては、本委員会や校長会等で協議し、運用してきた。

### ■現状の整理

- ・ 導入から2年半が経過し、これまでの整備・運用について一定の検証が可能となった。
- ・ 今後、端末の賃貸借契約、ICT 支援員の契約等の更新が予定されている。
- ・ 整備面については、次回契約と予算化のタイミングを考えると、今のうちから協議し、具体的な検討をする必要がある。
- ・ 運用面については、随時変更することができる。(一部は予算化が必要) 時期を待たず検証し、より良い在り方について協議し続ける必要がある。

### ■協議の視点

#### <整備面>

- ・ 端末や周辺機器にどのような機能やツールが備わっていると良いか。
- ・ ICT の活用を図るために、教師や子どもに対してどのようなサポートがあると良いか。

#### <運用面>

- ・ 見直しが必要な項目はないか。見直す場合、どのように変更すべきか。

※協議の目的は、ICT の活用によって「個別最適な学び」「協働的な学び」の実現をめざす。



#### ○個別最適な学び

- ◇指導の個別化・・・学習内容を確実に定着させるために、自らの理解度を把握し、自分に合った方法やペースで学習を進めていくこと。
- ◇学習の個性化・・・自分なりの課題があり、自分にとって必要だと思うアプローチで課題解決に向かっていくこと。

#### ○協働的な学び

- 多様な他者と出会い、関わり合う中で、異なる考え方に触れること。
- 異なる考え方から新たな気づきを得たり、課題解決につなげたりすること。